

未成年者（１７歳以下）の受診について

当院では未成年者（１７歳以下）の受診に関して、保護者または法律上の代理人の方の付き添いをお願いしております。

§ 付き添いが必要な理由 §

- ・ 病歴、アレルギー歴、治療中の病気やケガ、服用しているお薬の確認など
必要な医療情報を確認するため
- ・ 処置や検査のリスクや処方薬の副作用などの理解と判断
- ・ 診療の方針を決める際に保護者の方の判断や承諾が必要である
(法的には未成年者は保護者の承諾のない契約は取り消すことができる)

§ 当院の方針 §

1. 中学生以下

- (1) . 原則、保護者の同伴を求める。
- (2) . 担任教師など保護者以外の者が同伴している場合は、同伴者に対して
「保護者への受診の連絡と承諾を得ていること、保護者が来院すること」を確認する。
- (3) . 保護者が到着する前に同意書を必要とする検査を行う際は保護者へ連絡し
承諾を得ると共にアレルギーの有無を確認する。
- (4) . 再診の患者であり、「処方切れのため、続き分の処方のみ希望、
「同意書を必要としない軽微な処置及び検査」に限り、保護者が承諾していれば
中学生であっても受診は可能とする。

2. 中学校卒業相当以上１７歳以下

- (1) . 保護者が受診を承諾していれば、保護者の同伴なく、受診可能とする。
保護者に承諾を得ていることを確認する。
(本人より保護者承諾の確認が取れない場合、保護者に連絡し、確認する。)
- (2) . 同意書を必要とする検査を行う際は、本人の同意を得る。
更に保護者へ連絡し、承諾を得ると共にアレルギーの有無を確認する。

3. 注意事項

緊急時（その場で適切な処置を行わないと重大な後遺症や生命の危機があると判断する時）は保護者の承諾なしに診断・治療を開始致します。